

審査会回答第28号
平成22年2月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）

平成20年11月16日付け安整第1240号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

第1 事案名

意見照会第29号

平成20年5月18日付けで異議申立人から提起された、平成20年5月16日付け安整第307号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分1」という。）及び平成20年5月16日付け安整第308号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

第2 回答内容

1 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

2 理由

(1) 本件処分1について

ア 本件処分1に係る開示請求（以下「本件請求1」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書1」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町が耐震偽装や粉飾決算をして、同町の勝山小校舎改築工事をしていることに関して、H20.4.1より地方自治体財政健全化法が施行されたにも係わらず、千葉県職員が放置していることについてわかる一切の書類」というものである。

イ 実施機関は、本件請求書1の内容からは本件請求1に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年5月2日付け政法第292号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年5月11日付けで回答書（以下「本件回答書1」という。）が送付された。

ウ 本件回答書1に記載された内容は「以下の補足説明を追加する。『(あき子ホットラインFAXを含む。)』』というものであった。

実施機関は、本件回答書1には本件請求1に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分1を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書1及び本件回答書1を確認したところ、本件請求1は、鋸南町が耐震偽装や粉飾決算をして、同町立勝山小学校の校舎の改築工事をしているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書1によっても、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分2に係る開示請求（以下「本件請求2」という。）における行政文書開示請求書（以下「本件請求書2」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「安房郡鋸南町が耐震偽装や粉飾決算をして、同町の勝山小学校の校舎の改築工事をしていることに関する一切の書類」というものである。

イ 実施機関は、本件請求書2の内容からは本件請求2に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年5月9日付け政法第364号で異議申立人に対し補正を求めたところ、平成20年5月13日付けで回答書（以下「本件回答書2」という。）が送付された。

ウ 本件回答書2に記載された内容は「以下の補足説明を追加する。『(あき子ホットラインFAXを含む。)』』というものであった。

実施機関は、本件回答書2には本件請求2に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分2を行った。

エ 当審査会で、異議申立人から提出された本件請求書2及び本件回答書2を確認したところ、本件請求2は、鋸南町が耐震偽装や粉飾決算をして、同町立勝山小学校の校舎の改築工事をしているといった実施機関では事実かどうか確認していない異議申立人の主観に基づく主張を前提とした開示請求であると認められ、本件回答書2によっても、条例第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められないとする実施機関の説明は首肯できる。

(3) したがって、本件処分は妥当である。